

株 主 各 位

千葉県佐倉市王子台一丁目28番8号

株式会社ジィ・シィ企画

代表取締役社長 矢ヶ部 啓一

第26期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第26期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限であります2021年9月28日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2021年9月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 千葉県成田市花崎町818-1
ホテルウェルコ成田 3階 空の間
(会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。)
3. 目的事項
報告事項 第26期(2020年7月1日から2021年6月30日まで)事業報告及び計算書類報告の件

決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染防止に関する当社対応及びご来場に関するご協力のお願い

本定時株主総会は、法令及び当社定款に基づき、9月29日（水曜日）10時より開催させていただきます。

当社におきましては、株主様の安全を第一に考え、感染防止に努めた次の対策を講じます。

- ◆本定時株主総会会場内においては、役員及びスタッフはマスクを着用し、会場入口に消毒液を設置、その他、株主総会の議事進行についても、例年より時間を短縮するなど感染防止対策を徹底いたします。
- ◆開催日直近の感染状況等により、受付にて検温を実施し、発熱等の症状を確認した場合には、他の株主様への感染防止のため、入場制限などの措置を講じさせていただく場合があります。
- ◆ご来場の株主様におかれましては、前日または当日の朝、ご来場前にご自宅で抗原検査の実施、アルコール消毒液の噴霧とマスク着用について、ご協力をお願いいたします。

株主の皆様におかれましては、大変ご不便をお掛けいたしますが、何卒ご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

事業報告

(2020年7月1日から
2021年6月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、依然として厳しい状況が続いておりますが、ワクチン接種の進捗により、業種・業態で景気回復ペースにばらつきがみられるものの、今後感染症の影響が収束していけば、徐々に回復していくものとみられています。

当社が属する情報サービス産業においては、コロナ禍におけるテレワークなどの業務ツールの普及、業務効率化、ペーパーレス化、非接触対応など、IT投資需要の更なる増加が期待されています。また、クラウドサービスの普及拡大、ビッグデータやAI（人工知能）の活用拡大、IoTの推進などのDX技術への取り組みも継続していくものとみられています。

当社の主要な事業領域であるクレジットカード業界においては、経済産業省の特定サービス産業動態統計調査によると、クレジットカード業の取扱高は2021年6月度における前年同月比で10.7%増加しております。キャッシュレス化の機運に加え新型コロナウイルス感染症の影響により、クレジットカード等の利用機会は増加が見込まれ、個人の消費行動、働き方の変革と相まって、クレジットカード等の普及は、今後ますます増加が継続するものとみられます。

このような状況の中、当社は、スーパーマーケットやディスカウントストア等の小売業を中心にクレジットIC化に対応した決済システム及び決済端末の提案や導入を進めてまいりました。一方で、昨年度の「キャッシュレス・消費者還元事業」などの特殊案件が終了し、その反動減の影響により、売上高・利益率ともに減少しました。

以上により、会社全体の当事業年度の売上高は2,078,125千円（前事業年度比78.8%）、営業利益199,591千円（同51.7%）、経常利益191,615千円（同50.8%）、当期純利益126,576千円（同47.2%）となりました。サービス区分別の売上高の状況は次のとおりであります。

サービス区分別売上	売上高(千円)	構成比(%)	前事業年度比(%)
情報システム開発売上	1,179,128	56.7	67.2
アウトソーシングサービス売上	898,996	43.3	101.6
合計	2,078,125	100.0	78.8

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は、207,084千円であり、その主なものは次のとおりです。

①自社利用ソフトウェアの取得	82,225千円
②自社利用ソフトウェアの開発	110,053千円
③サーバー等機器類の購入	5,357千円

(3) 資金調達状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社では、キャッシュレス決済分野に特化した高品質なサービスの提供により、業界における存在価値を高めるため、以下の課題に取り組み、経営基盤の強化を図ってまいります。

① システム開発力と競争力の強化

当社は、長年蓄積されたノウハウを生かし、多様なキャッシュレス決済ニーズに対応したシステムを提供しております。情報通信の技術革新は日進月歩であり、常に新技術、新サービスが出現する状況です。当社は競争力のある商品・サービスをお客様にご提供するために、それらの技術やサービスをタイムリーにキャッチし、先行して対応することが重要と認識しております。システム開発においては、プロジェクトの見える化を推進し、問題点の把握・早急な対応策の実施等をとおして、品質、コスト、納期の三面からの管理に取り組んでおります。また、リリース時の検証に十分な時間をかけ、安全性と信頼性の高いサービスの提供に取り組んでまいります。

② 優秀な人材の獲得及び育成

当社は、新しい技術への対応が常に要求される事業を営んでおります。最先端の技術を習得し、高度な技術力に裏付けられた、顧客にとって使いやすく、顧客業務の効率化に資する商品・サービスの提供を目指しております。決済端末やサーバー関連の技術力及び高品質なサービスの企画・開発力が競争力の源泉になると認識しております。その確保のためには、優秀なスタッフと、それらによって構成された開発体制が必要になります。今後の当社の成長のため、積極的な人材採用活動を進めると共に、人材育成のために外部機関などを活用し計画的に研修を行ってまいります。

③ サービス品質の向上

当社は、サービスの一層の品質向上に向けて、開発技術の精錬に努め、トラブルや不具合などが発生しないよう保守及び運用サービスを強化すると共に、品質保証による信頼を獲得、維持することが重要であると考えております。そのため、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善するために要求される国際標準規格であるISO 9001の認証を取得しておりますが、引き続き、品質管理を徹底し、企業価値の向上に努めてまいります。

④ 情報セキュリティの強化

当社が提供するシステムやサービスの顧客数が増加しデータの規模が拡大するのに伴い、外部からの不正な手段による侵入等によって、決済情報やクレジットカード情報等の重要なデータが消去される、あるいは、外部に流出するリスクも増加することになります。これらの情報の保護等の体制強化のため、当社は情報セキュリティマネジメントシステムの国際標準規格であるISO 27001 (ISO/IEC 27001) 及びクレジットカード業界のセキュリティ基準であるPCI DSS (Payment Card Industry Data Security Standards) の認証を取得しておりますが、在宅ワークの普及や、情報犯罪の高度化により、情報漏洩またはコンピュータウィルスの侵入リスク等に晒されていることを認識しております。そのため、情報セキュリティ事務局を置き、情報管理やアクセス管理を実施するとともに、情報の取扱いに関する教育・訓練等を含め、情報セキュリティ管理体制の継続的な強化に努めてまいります。

⑤ 内部管理体制の強化

当社は、現在成長途上にあるため、企業規模が比較的小さく、内部管理体制も企業規模に相応の体制となっております。そのため、内部管理部門の強化を図ってまいります。コンプライアンスに関する社内研修や定期的な内部監査の実施によるコンプライアンス体制の強化を行い、コーポレート・ガバナンス機能の充実等を図ってまいります。

⑥ 財務基盤の強化

当社は、事業の拡大に伴う運転資金の増加に対応するため、主として金融機関から借入れを実行し、有利子負債が増加することがあります。有利子負債の圧縮と自己資本比率の向上により財務基盤を強化し、企業経営の健全化に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

	第23期	第24期	第25期	第26期
	2018年 6月期	2019年 6月期	2020年 6月期	2021年 6月期
売上高 (千円)	1,341,935	1,546,156	2,638,337	2,078,125
経常利益 (千円)	110,425	95,594	377,305	191,615
当期純利益 (千円)	87,937	80,482	268,087	126,576
1株当たり当期純利益 (円)	43円22銭	39円55銭	131円76銭	61円39銭
総資産額 (千円)	934,567	1,073,659	2,013,397	1,336,864
純資産額 (千円)	373,481	433,616	681,357	781,565
1株当たり純資産額 (円)	183円55銭	213円11銭	334円87銭	374円40銭

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しており、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。

3. 当社は、2021年3月12日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行いました。第23期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社は、クレジットカード、デビットカード、電子マネー等の決済システムをオンプレミス型とクラウド型で提供するキャッシュレス決済サービス事業を主要な事業としております。

売上区分とその主要項目は以下のとおりであります。

売上区分	主要項目
情報システム開発売上	キャッシュレス決済システムの設計・開発・販売 キャッシュレス決済端末アプリケーションの設計・開発・販売 キャッシュレス決済端末の販売
アウトソーシングサービス 売上	決済ASPサービス (クラウド型) 保守運用サービス

(8) 主要な営業所及び工場 (2021年6月30日現在)

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	千葉県佐倉市	東京事務所	東京都千代田区
米沢事務所	山形県米沢市	札幌事務所	北海道札幌市
データセンター	神奈川県横浜市		

(9) 従業員の状況 (2021年6月30日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
114名	2名(減)	40.2歳	6.2年

(注) 上記従業員数には、使用人兼務取締役及び臨時従業員を含んでおりません。

(10) 主要な借入先 (2021年6月30日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 千 葉 銀 行	102,115千円
株 式 会 社 京 葉 銀 行	50,140千円

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2021年6月2日に東京証券取引所から新規上場承認を受け、同日関東財務局に有価証券届出書を提出し受理されたものの、同月24日付で、株式会社モビリティ (以下「モビリティ」) の代理人弁護士より、当社を被告とする旨の特許権侵害に基づく損害賠償請求を提起したとの通知を同月25日に受けたため、有価証券届出書の取下げを行い、新規上場のための手続きを一旦中止しました。

なお、当該訴訟は2021年7月8日に取下げられましたが、モビリティ及びモビリティ・エックス株式会社 (以下「モビリティ・エックス」といい、モビリティと併せて「原告ら」といいます。) より、2021年7月12日付で当社を被告とする旨の特許権侵害に基づく損害賠償請求の提起を受け、2021年8月4日に、その訴状を受理しております。

これは、当社の販売する決済端末 (VEGA3000) を利用した決済システム (CARD CREW PLUS) (以下「当該製品」) がモビリティの特許権及びモビリティ・エックスの当該特許権の専用実施権を侵害することによって損害を被ったとして、当社を被告として、原告らそれぞれに対し損害賠償として算定される額493,880千円の一部である5,000千円 (合計10,000千円) の支払いを請求する旨の損害賠償請求訴訟が裁判所へ提起されたものであります。

当社は、当社の販売する当該製品に原告らの主張するような特許権侵害はなく原告らの請求には理由がないものと考えており、特許権に知見を有する弁護士・弁理士に依頼の上、裁判上で請求の棄却を求めて争う方針としました。

また、本件訴訟が業績へ与える影響について限定されると判断のうえ、2021年8月24日に改めて有価証券届出書を提出し、同日に東京証券取引所より当社株式の東京証券取引所マザーズ市場への新規上場が承認されております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 8,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,088,160株（自己株式640株を含む。）
- (3) 株主数 56名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社コミュニケーション	607,440 株	29.10 %
金子 哲司	250,000	11.98
矢ヶ部 啓一	203,600	9.75
株式会社アイネット	160,000	7.66
坂井 正人	158,000	7.57
ジィ・シィ企画従業員持株会	145,240	6.96
金子 京子	134,400	6.44
小坂 大輔	61,200	2.93
近藤 茂男	46,800	2.24
高橋 恵二	45,760	2.19

(注) 持株比率は、自己株式（640株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2021年3月12日を効力発生日として、普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行うとともに、100株を1単位とする単元株制度を採用いたしました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が有する新株予約権等の状況

①第3回新株予約権（2013年4月19日開催の臨時株主総会決議及び2014年3月17日開催の取締役会決議による）

- a 新株予約権の数
327個（新株予約権1個につき400株）
- b 新株予約権の目的である株式の種類及び数
当社普通株式 130,800株
- c 新株予約権の発行価額
無償
- d 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1株あたり 200円
- e 新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
1株あたり 100円
- f 新株予約権の行使期間
2016年7月1日から2022年6月30日まで
- g 新株予約権の主な行使の条件
新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社関係会社の取締役、監査役、顧問又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。但し、任期満了による退任又は定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- h 新株予約権の取得事由及び条件
 - ア. 当社が消滅会社となる合併契約又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会又は取締役会で承認されたときは、当社取締役会が別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができる。
 - イ. 新株予約権者が、新株予約権の行使の条件の定めにより新株予約権の全部又は一部を行使することができなくなった場合は、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。

当社取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

区 分	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	100個	40,000株	3名

- (注) 1. 当社は、2015年9月18日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。株式分割により「新株予約権の目的である株式の種類及び数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」、「新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額」は調整されております。
2. 当社は、2021年3月12日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っております。株式分割により「新株予約権の目的である株式の種類及び数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」、「新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額」は調整されております。

②第4回新株予約権（2015年9月18日開催の第20期定時株主総会決議による）

- a 新株予約権の数
98個（新株予約権1個につき400株）
- b 新株予約権の目的である株式の種類及び数
当社普通株式 39,200株
- c 新株予約権の発行価額
無償
- d 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1株あたり 225円

- e 新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
1株あたり 112円
- f 新株予約権の行使期間
2015年9月18日から2025年9月17日まで
- g 新株予約権の主な行使の条件
新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社関係会社の取締役、監査役、顧問又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。但し、任期満了による退任又は定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- h 新株予約権の取得事由及び条件
 - ア. 当社が消滅会社となる合併契約又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会又は取締役会で承認されたときは、当社取締役会が別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができる。
 - イ. 新株予約権者が、新株予約権の行使の条件の定めにより新株予約権の全部又は一部を行使することができなくなった場合は、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。

当社取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

区 分	新株予約権の数	目的となる株式の数	保 有 者 数
取締役 (社外取締役を除く)	10個	4,000株	2名

- (注) 1. 当社は、2015年9月18日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。株式分割により「新株予約権の目的である株式の種類及び数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」、「新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額」は調整されております。
2. 当社は、2021年3月12日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っております。株式分割により「新株予約権の目的である株式の種類及び数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」、「新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額」は調整されております。

③第5回新株予約権（2016年9月21日開催の第21期定時株主総会決議による）

- a 新株予約権の数
1,160個（新株予約権1個につき40株）
- b 新株予約権の目的である株式の種類及び数
当社普通株式 46,400株
- c 新株予約権の発行価額
無償
- d 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1株あたり 250円
- e 新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
1株あたり 125円
- f 新株予約権の行使期間
2016年9月21日から2026年9月20日まで
- g 新株予約権の主な行使の条件
新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社関係会社の取締役、監査役、顧問又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。但し、任期満了による退任又は定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- h 新株予約権の取得事由及び条件
 - ア. 当社が消滅会社となる合併契約又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会又は取締役会で承認されたときは、当社取締役会が別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができる。

- イ. 新株予約権者が、新株予約権の行使の条件の定めにより新株予約権の全部又は一部を行使することができなくなった場合は、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。

当社取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

区 分	新株予約権の数	目的となる株式の数	保 有 者 数
取締役 (社外取締役を除く)	1,130個	45,200株	2名

(注) 当社は、2021年3月12日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っております。株式分割により「新株予約権の目的である株式の種類及び数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」、「新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額」は調整されております。

④第6回新株予約権（2018年9月27日開催の第23期定時株主総会決議及び2019年5月31日開催の取締役会決議による）

- a 新株予約権の数
520個（新株予約権1個につき40株）
- b 新株予約権の目的である株式の種類及び数
当社普通株式 20,800株
- c 新株予約権の発行価額
無償
- d 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1株あたり 300円
- e 新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
1株あたり 150円
- f 新株予約権の行使期間
2021年7月1日から2028年6月30日まで
- g 新株予約権の主な行使の条件
新株予約権者は、権利行使時においても当社又は当社関係会社の取締役、監査役、顧問又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要する。但し、任期満了による退任又は定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- h 新株予約権の取得事由及び条件
ア. 当社が消滅会社となる合併契約又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会又は取締役会で承認されたときは、当社取締役会が別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができる。
イ. 新株予約権者が、新株予約権の行使の条件の定めにより新株予約権の全部又は一部を行使することができなくなった場合は、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。

当社取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

区 分	新株予約権の数	目的となる株式の数	保 有 者 数
取締役 (社外取締役を除く)	60個	2,400株	2名

(注) 当社は、2021年3月12日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っております。株式分割により「新株予約権の目的である株式の種類及び数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」、「新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額」は調整されております。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

第2回新株予約権（2010年9月17日開催の第15期定時株主総会決議及び2011年6月20日開催の取締役会決議による）について、当期中に行使・放棄されたことに伴い、当該新株予約権は消滅いたしました。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2021年6月30日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	金子哲司	
代表取締役社長	矢ヶ部啓一	
取締役	坂井正人	経営管理本部長兼経理財務部長
取締役	高木洋介	ペイメントビジネス本部長兼ソリューションセールス部長
取締役	小関哲	インテグレーション本部長兼調達部長
取締役	周防賢三	
取締役	西田光志	(株)W&Bay consulting代表取締役 (株)エコミック社外取締役
常勤監査役	中村敏宏	
監査役	小澤慶和	千葉経済大学短期大学部名誉教授
監査役	齋藤浩史	齋藤公認会計士事務所所長 (株)柏の葉キャピタルCEO、(株)TBC顧問、 (株)AGSコンサルティング監査役
監査役	阿部通子	八雲法律事務所弁護士

- (注) 1. 取締役 周防賢三氏及び西田光志氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 中村敏宏氏、小澤慶和氏、齋藤浩史氏及び阿部通子氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役 小澤慶和氏は、2021年7月7日付で逝去により退任いたしました。
 4. 監査役 齋藤浩史氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 監査役 阿部通子氏は、2021年4月23日開催の臨時株主総会で選任されております。同氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	業績連 動報酬 等	非金銭報 酬等	
取締役 (うち社外取締役)	98,280 (7,920)	98,280 (7,920)	— (—)	— (—)	8 (3)
監査役 (うち社外監査役)	9,900 (9,900)	9,900 (9,900)	— (—)	— (—)	4 (4)
合計 (うち社外役員)	108,180 (17,820)	108,180 (17,820)	— (—)	— (—)	12 (7)

(注) 1. 上記には、2020年9月29日開催の第25期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおりません。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

② 役員の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員の報酬等の額につきましては、2016年3月28日開催の臨時株主総会において、取締役報酬年額150,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役報酬年額を20,000千円以内と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は6名、監査役の員数は3名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、2021年6月25日開催の取締役会において、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の強化を図るため、取締役会の諮問機関として取締役の報酬等の内容を検討するため、任意の「指名・報酬委員会」の設置を決議いたしました。委員会の構成メンバーは3名で、うち2名は委員長も含め社外取締役としております。

イ. 基本方針

当社の取締役報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分機能するよう、個々の取締役の報酬の決定に際しては、役位、職責、貢献度等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、毎月固定額を支給する「基本報酬」と、当該事業年度の業績に連動した「業績連動報酬」によって構成されております。監督機能を担う業務執行を行わない社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみとし、監査役については、株主総会決議により定められた監査役報酬の枠内で、監査役の協議により決定しております。

種類別の報酬割合については、当社と同様の業態に属する企業の報酬水準等を踏まえ、当社の特性を考慮した上で、基本報酬額をベースとして定め、その役位・職責・貢献度等を考慮して、業績連動報酬の割合について、指名・報酬委員会にて検討を行うものとしております。

ロ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

- ・個人別の報酬額については、「指名・報酬委員会」にて検討を行うものとし、取締役会は、「指名・報酬委員会」の答申内容を尊重し、当該答申で示された範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。
- ・取締役の基本報酬は、月額固定報酬とし、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、役位、職責、貢献度等に応じて総合的に勘案して決定することとしております。
- ・取締役（社外取締役を除く）の業績連動報酬等は、各取締役の職責に基づき、各事業年度の営業利益率に基づいた支給割合が設定されております。

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役西田光志氏は、株式会社W&Bay consultingの代表取締役、また、株式会社エコミックの社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役小澤慶和氏は、千葉経済大学短期大学部の名誉教授であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役齋藤浩史氏は、齋藤公認会計士事務所の所長、株式会社柏の葉キャピタルのCEO、株式会社TBCの顧問、また、株式会社AGSコンサルティングの監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役阿部通子氏は、八雲法律事務所所属の弁護士であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

②社外役員の活動状況及び社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要

氏 名	地 位	主な活動状況
周 防 賢 三	取 締 役	当事業年度開催の取締役会30回すべてに出席し、企業経営に関する豊富な経験と見識並びに経営管理に関する豊富な知識から積極的に意見を述べており、客観的な立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員長に就任しております。
西 田 光 志	取 締 役	2020年9月就任後に開催された取締役会には24回中22回出席し、経営陣から独立した立場で、当社の経営に関して本質的な課題やリスクを把握したうえで、情報サービス業界における豊富な経験と知識に基づく提言・助言などを積極的に述べ、当社の企業価値向上に資する役割を果たしております。また、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員に就任しております。
中 村 敏 宏	常 勤 監 査 役	当事業年度開催の取締役会30回すべてに出席し、同業他社で経営者として長年務めた豊富な経験から積極的に意見を述べており、経営から独立し、客観的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、監査役会15回すべてに出席し、当社のガバナンスやコンプライアンス等に係る監査上の諸問題について、適宜必要な発言を行っております。
小 澤 慶 和	監 査 役	当事業年度開催の取締役会には30回中21回出席し、当業界出身でない客観的な視点から積極的な意見を述べており、特に大学教授として、企業法務における高度な知識について、専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、監査役会には15回中11回出席し、適宜必要な発言を行っております。
齋 藤 浩 史	監 査 役	当事業年度開催の取締役会には30回中29回出席し、公認会計士として培われた企業会計に関する専門的な知識や経験を活かし、取締役会において、適宜、質問、意見を述べるなど、社外の独立した立場から、取締役の職務の執行の監査を行っております。 また、監査役会15回すべてに出席し、適宜必要な発言を行っております。
阿 部 通 子	監 査 役	2021年4月就任後に開催された取締役会には9回中8回出席し、弁護士としての見地から意見を述べており、特に社内規程の改定やコンプライアンス上の諸問題について、専門的な立場から助言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、監査役会4回すべてに出席し、適宜必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画、監査業務の進行状況及び概算見積もり等が当社の規模や内容に対して適切であるか否かの検証を行い、会計監査人の報酬等について同意の判断を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人との責任限定契約に関する事項

当社と会計監査人に関する責任限定契約は、定款上認めておりません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目等に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後、最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a 経営理念、経営方針の周知徹底に努め、取締役及び使用人が日々実践していくことで、業務遂行上における法令及び定款の遵守を徹底するものとする。
 - b コンプライアンス委員会、稟議制度、内部監査室及び顧問弁護士からの助言等によりコンプライアンス体制を構築し、コンプライアンスの遵守状況や事業上のリスクの把握に努め、コンプライアンスの実効性を確保するものとする。
 - c 社外取締役及び社外監査役を設置して、取締役の職務の執行に対する牽制及び監督機能の向上を図り、コーポレート・ガバナンスの強化に努めるものとする。
 - d 内部監査により、使用人の法令、定款及び社内規程等の遵守状況を確認し、必要に応じて是正を講じるものとする。
 - e 内部通報制度を設けるほか、コンプライアンスに関する教育研修を実施して、コンプライアンス体制の充実に努めるものとする。
- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - a 文書管理規程及び情報資産管理規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を保存・管理するものとする。
 - b 取締役及び監査役は必要に応じて上記の情報を閲覧できるように、閲覧環境を整備するものとする。
- ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a リスク管理規程を整備して、潜在的なリスクの早期発見及び事故・不祥事等に対する迅速かつ適切な対応を図るものとする。
 - b 経営上や業績に重大な影響を与える恐れのあるリスクについて、その発生を未然に防ぐため、リスク管理委員会において十分な審議を行い、その結果を取締役に報告するものとする。
- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a 取締役会は、原則として毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、取締役の職務執行を監督するものとする。
 - b 取締役は、その執行状況を取締役に報告するものとする。
 - c 組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程等の規程に基づき、業務執行の責任体制と業務プロセスを明確にすることにより、取締役の職務執行が効率的かつ迅速に行える体制を構築するものとする。
 - d 経営会議を設置し、役職員が経営情報を可能な限り共有するとともに、予実管理を徹底して、取締役の職務執行の効率性及び実効性の向上に努めるものとする。
- ⑤当社における業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役及び使用人の職務遂行の適正を確保するため、代表取締役直属の内部監査室を設置し、内部監査規程に基づいて内部監査を実施するものとする。また、内部監査室は適宜、会計監査人及び監査役と情報交換を行い、効率的な内部監査を実施するものとする。
- ⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役が必要とした場合、職務を補助すべき使用人を置くものとする。

- ⑦前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- a 監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとして、取締役の指揮命令は受けないものとする。
 - b 監査役の職務を補助すべき使用人の人事については、監査役の意見を考慮して行うものとする。
- ⑧取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- a 監査役は、取締役会のほか経営会議など重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができるものとする。
 - b 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、必要な報告及び情報提供を行うものとする。
 - c 取締役及び使用人は、監査役会の定めに従い、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告するものとする。
 - d 取締役及び使用人が、監査役へ報告したことを理由とする不利な取り扱いを受けないものとする。
- ⑨監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役がその職務の執行に必要な費用については、速やかに会社で負担するものとする。
- ⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a 監査役は、定期的に代表取締役社長と意見交換を行うものとする。また、必要に応じて他の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行うものとする。
 - b 監査役は、経営会議等の重要会議に出席し、意見を述べるものとする。
 - c 監査役は定期的に会計監査人及び内部監査室から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し、監査の有効性及び効率性を高めるよう努めるものとする。
 - d 監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取できるものとする。
- ⑪反社会的勢力排除に向けた基本方針
- a 基本方針を整備し、反社会的勢力との取引関係を含めて一切の関係を持たず、また、反社会的勢力による不当要求は一切を拒絶するものとする。
 - b 反社会的勢力排除規程に基づき、反社会的勢力の排除に向けた体制の整備、運用を図るものとする。
- ⑫財務報告の信頼性を確保するための体制
- a 経理業務に係る規程等を整備するとともに、金融商品取引法及びその他の関係法令等を遵守して、財務報告の信頼性を確保するための体制の充実を図るものとする。
 - b 内部監査による継続的なモニタリングにより、財務報告の適正性の確保に努めるものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①取締役会

当社の取締役会は取締役7名（うち社外取締役2名）により構成されており、取締役会規程に則り、毎月1回の定例取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、業務を執行するとともに、取締役間で相互に職務の執行を監督しております。また、取締役会には監査役4名が出席し、必要に応じて意見陳述を行っております。

②監査役会

当社の監査役会は、社外監査役4名により構成されており、うち1名は常勤監査役であります。監査役は、毎月1回開催される取締役会への出席をとおして取締役の職務の執行及び企業経営の適法性を監視しております。また、監査役及び監査役会は、監査計画に基づく監査役監査を実施するとともに、原則として隔週金曜日に開催される経営会議にも出席し、日常的な経営監視を行っております。なお、毎月1回開催される監査役会において、監査役は取締役会及び経営会議への出席、取締役からの意見聴取、資料閲覧などを通じて得た事項につき協議しております。また、必要に応じて臨時の監査役会を開催しております。

③経営会議

当社は、代表取締役社長の直下に経営会議を設置しております。経営会議は取締役と執行役員である各部門長の他、必要に応じて代表取締役社長が指名する者が参加し、毎月2回（原則として隔週金曜日）に開催しております。

経営会議は取締役会の諮問機関として、経営計画の達成及び会社業務の円滑な運営を図ることを目的として機能しております。具体的には、取締役会の決定した基本方針に基づいて全般的業務執行方針及び計画並びに重要な業務の実施に関する事項を協議しております。また、各部門から業務執行状況及び事業実績の報告がなされ、月次業績の予実分析と審議が行われております。加えて、重要事項の指示・伝達の徹底を図り、認識の統一を図る機関として機能しております。

④コンプライアンス委員会

代表取締役社長を委員長として部門を統括する取締役、執行役員及び部長を構成員としてコンプライアンス委員会を設置しております。

コンプライアンス委員会は職務権限上の意思決定機関ではありませんが、コンプライアンスは当社にとって重要であると認識していることから「コンプライアンス規程」にて、当社としてのコンプライアンスの方針、体制、運用方法等を定めた上で、コンプライアンス委員会を四半期に1回開催しております。

コンプライアンス委員会は、コンプライアンスの推進のための施策及び法令違反に対する未然防止策の協議並びに全従業員に対する法令遵守意識の浸透と徹底を図ることを目的とした機関として機能しております。

⑤指名・報酬委員会

当社は、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化しコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、2021年6月の取締役会決議で取締役会の諮問機関として任意の指名・報酬委員会を設置しております。

⑥内部監査室

当社は、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置しており、内部監査室長及び内部監査室員1名の計2名で構成されております。内部監査室は、会計監査及び業務監査を実施し、代表取締役社長に対して監査結果を報告しております。代表取締役社長は監査結果を受け、被監査部門に監査結果及び要改善事項を通達し、改善状況報告を内部監査室に提出させることとしております。また、内部監査室、監査役及び会計監査人は連携し、三様監査を実施しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、現時点では、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,012,915	流動負債	490,018
現金及び預金	560,792	買掛金	31,936
売掛金	353,034	1年内返済予定の長期借入金	88,667
商品	48,704	未払金	107,735
仕掛品	4,666	未払費用	23,785
前払費用	45,375	未払消費税等	28,273
その他の	343	未払法人税等	39,986
固定資産	323,948	預り金	48,333
有形固定資産	84,188	前受収益	120,054
建物	25,007	リース債務	1,246
車両運搬具	3,567	固定負債	65,280
工具、器具及び備品	53,398	長期借入金	63,588
リース資産	2,214	リース債務	1,692
無形固定資産	158,421		
ソフトウェア	130,262		
ソフトウェア仮勘定	27,827		
リース資産	278		
その他の	52		
投資その他の資産	81,339	負債合計	555,299
出資金	160	(純資産の部)	
敷金及び保証金	21,198	株主資本	781,565
長期前払費用	33,285	資本金	190,650
繰延税金資産	26,668	資本剰余金	74,250
その他の	25	資本準備金	74,250
		利益剰余金	516,753
		利益準備金	1,520
		その他利益剰余金	515,233
		繰越利益剰余金	515,233
		自己株式	△87
		純資産合計	781,565
資産合計	1,336,864	負債・純資産合計	1,336,864

損 益 計 算 書

(2020年7月1日から
2021年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	2,078,125
売 上 原 価	1,203,754
売 上 総 利 益	874,370
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	674,779
営 業 利 益	199,591
営 業 外 収 益	
為 替 差 益	557
助 成 金 収 入	2,091
そ の 他	113
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	4,387
株 式 交 付 費	3,332
支 払 手 数 料	500
上 場 関 連 費 用	2,000
そ の 他	518
経 常 利 益	191,615
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	50
税 引 前 当 期 純 利 益	191,564
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	80,840
法 人 税 等 調 整 額	△15,852
当 期 純 利 益	126,576

株主資本等変動計算書

(2020年7月1日から
2021年6月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益 剰余金	利益剰余金合計
				繰越利益剰余金		
当期首残高	186,030	69,630	69,630	1,520	424,264	425,784
当期変動額						
新株の発行	4,620	4,620	4,620			
剰余金の配当					△35,607	△35,607
当期純利益					126,576	126,576
当期変動額合計	4,620	4,620	4,620	—	90,968	90,968
当期末残高	190,650	74,250	74,250	1,520	515,233	516,753

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△87	681,357	681,357
当期変動額			
新株の発行		9,240	9,240
剰余金の配当		△35,607	△35,607
当期純利益		126,576	126,576
当期変動額合計	—	100,208	100,208
当期末残高	△87	781,565	781,565

個別注記表

重要な会計方針

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 商品 月別総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)
- (2) 仕掛品 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産(リース資産を除く)
定率法を採用しております。但し、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～15年
車両運搬具	3～6年
工具、器具及び備品	3～15年
- (2) 無形固定資産(リース資産を除く)
自社利用のソフトウェア
社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。
- (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 受注損失引当金 受注制作ソフトウェア開発に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において、損失の発生が見込まれ、かつ、金額を合理的に見積もることができる案件について、損失見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

- 受注制作ソフトウェア取引に係る収益及び費用の計上基準
当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる受注契約
工事進行基準(進捗率の見積りは原価比例法)
- その他のソフトウェア取引
工事完成基準(検収基準)

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップを実施し、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段) 金利スワップ

(ヘッジ対象) 借入金の利息

③ ヘッジ方針

当社は借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

④ ヘッジ有効性の評価

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

会計上の見積りに関する注記

受注制作ソフトウェアの工事進行基準における原価総額の見積り

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

工事進行基準による売上高 325,808千円

(2) 会計上の見積りの内容について、計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

工事進行基準による売上高は、進捗率に基づき測定され、進捗率はプロジェクトの見積原価総額に対する事業年度末までの発生原価の割合に基づき算定しております。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

工事進行基準による売上高の算定において、原価総額の見積りが必要となります。見積原価総額の算定においては、将来必要と見込まれる工数、外注費を主要な仮定としております。将来必要と見込まれる工数、外注費は、請負契約ごとに類似契約の過去の実績等を参考に、個別の積上げにより算定しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

受注制作ソフトウェア開発は仕様が顧客の要求に基づいて定められており、契約ごとの個別性が強く、契約時に予見できなかった仕様変更や不具合の発生等による作業工程の遅れ等により見積原価総額が変動することがあります。見積原価総額に変更が生じた場合、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

追加情報

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症について、今後の広がり方や収束時期を予測することは困難ですが、当事業年度における当社の事業活動へ与える影響は限定的であります。

したがって、当事業年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響は軽微であると仮定して会計上の見積りを行っております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化・深刻化し、当社の事業活動に支障が生じる場合、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 309,947千円

2. 当座貸越契約及びコミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。

これらの契約に基づく事業年度末における借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	550,000千円
貸出実行残高	一千円
差引額	550,000千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	50,884	2,037,276	—	2,088,160

- (注) 1. 2020年12月24日に第2回新株予約権の権利行使により1,320株増加しております。
 2. 2021年3月12日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っております。普通株式の発行済株式総数の増加2,035,956株は、株式分割によるものであります。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	16	624	—	640

- (注) 当社は、2021年3月12日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っております。普通株式の自己株式数の増加624株は、株式分割によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議日	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年9月29日 定時株主総会	普通株式	35,607	700.00	2020年6月30日	2020年9月30日

- (注) 当社は、2021年3月12日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っております。1株当たり配当額につきましては、当該株式分割前の金額を記載しております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定日	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年9月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	33,400	16.00	2021年6月30日	2021年9月30日

- (注) 1. 当社は、2021年3月12日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っております。1株当たり配当額につきましては、当該株式分割後の金額を記載しております。
 2. 上記の配当金に関しては、当社定時株主総会において付議予定の金額でございます。

4. 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 85,600株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払賞与否認	19,016千円
繰延資産償却	299千円
未払事業税	2,726千円
敷金償却否認	2,074千円
支払手数料	1,433千円
その他	1,925千円
繰延税金資産小計	<u>27,476千円</u>
評価性引当額	<u>△807千円</u>
繰延税金資産合計	26,668千円

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また設備投資等について必要な資金は銀行借入れによる方針であります。デリバティブ取引は、リスクをヘッジする目的に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当社の与信管理規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとの期日及び残高を確認することにより、信用状況を把握しリスクの低減を図っております。また、営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社では、資金繰り表を作成する等の方法により実績管理しております。

長期借入金については、金利変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、主として固定金利による契約とすることで、金利変動リスクの低減を図っております。

デリバティブ取引については、変動金利型借入の金利変動リスクを回避する目的により、ヘッジ手段として利用しております。取引に関しては、取引権限を定めた社内規程に従い行っており、信用リスクを軽減するため、大手金融機関に限定して取引を行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注)2.参照)。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	560,792	560,792	—
(2) 売掛金	353,034	353,034	—
資産計	913,826	913,826	—
(3) 買掛金	31,936	31,936	—
(4) 未払金	107,735	107,735	—
(5) 預り金	48,333	48,333	—
(6) 長期借入金(※)	152,255	152,131	△123
負債計	340,260	340,137	△123

(※) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(3) 買掛金、(4) 未払金、(5) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額と同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品
(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
出資金	160
合計	160

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額
(単位：千円)

区分	1年以内
現金及び預金	560,792
売掛金	353,034
合計	913,826

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	88,667	53,552	10,036	—	—	—
合計	88,667	53,552	10,036	—	—	—

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 374円40銭

1株当たり当期純利益 61円39銭

(注) 当社は2021年3月12日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

重要な後発事象に関する注記

(1)公募による新株式の発行

当社は、2021年9月28日に東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。上場にあたり、2021年8月24日開催の取締役会において、以下のとおり、公募による新株式の発行を行うことを決議いたしました。

1 募集又は割当の方法	発行価格での一般募集とし、岡三証券株式会社、みずほ証券株式会社、ちばぎん証券株式会社、いちよし証券株式会社、株式会社SBI証券、エイチ・エス証券株式会社、水戸証券株式会社、むさし証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。
2 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 200,000株
3 払込金額	未定（2021年9月3日開催予定の取締役会で決定する予定であります。）
4 払込期日	2021年9月27日
5 増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、2021年9月14日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
6 発行価格	未定（募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案の上、2021年9月14日に決定する。）
7 申込期間	2021年9月16日から2021年9月22日まで
8 申込株式単位	100株
9 株式受渡期日	2021年9月28日
10 資金の用途	公募による株式発行の調達資金は、第三者割当増資による新株式発行の調達資金と合わせて、事業拡大に向けて、設備資金及び人材採用費並びに残額を借入金返済に充当する予定であります。
11 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・前記各項を除くほか、この新株式発行に関し取締役会の承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定する。 ・前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

(2) 第三者割当増資による新株式の発行

当社は、2021年9月28日に東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。上場にあたり、2021年8月24日開催の取締役会において、以下のとおりオーバーアロットメントによる売出しに関連して、第三者割当増資による新株式の発行を決議いたしました。

1 募集又は割当方法	第三者割当増資(オーバーアロットメントによる売出し)
2 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 60,000株
3 払込金額	未定(2021年9月3日開催予定の取締役会で決定する予定であります。)
4 申込期日	2021年10月21日
5 払込期日	2021年10月22日
6 増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、2021年9月14日に決定される予定の引受価額を基礎として、会計計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
7 割当先及び割当株式数	岡三証券株式会社 60,000株 なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、この募集株式の発行を中止する。
8 割当価格	公募による新株式発行における引受価額と同一として2021年9月14日に決定する。
9 資金の用途	公募による株式発行の調達資金は、第三者割当増資による新株式発行の調達資金と合わせて、事業拡大に向けて、設備資金及び人材採用費並びに残額を借入金返済に充当する予定であります。
10 その他	<ul style="list-style-type: none">・前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。・前記各項を除くほか、この新株式発行に関し取締役会の承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定する。・オーバーアロットメントによる売出しが中止となる場合、第三者割当増資による新株式発行も中止される。

注：オーバーアロットメントによる売出しは、上記の公募による新株式発行に伴い、その需要状況を勘案し、岡三証券株式会社が行う売出しであります。従って、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式は上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

独立監査人の監査報告書

2021年8月30日

株式会社ジィ・シィ企画

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山本 秀 仁 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 井澤 依 子 ⑩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジィ・シィ企画の2020年7月1日から2021年6月30日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下、「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2021年8月24日開催の取締役会において公募による新株式の発行を決議している。また、同取締役会において、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、第三者割当増資による新株式の発行を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年7月1日から2021年6月30日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に関して監査し、審査した結果、全監査役の一致した意見として本監査報告書を作成いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年9月3日

株式会社ジィ・シィ企画	監査役会			
常勤監査役（社外監査役）	中村	敏宏	⑩	
社外監査役	齋藤	浩史	⑩	
社外監査役	阿部	通子	⑩	

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、株主への利益還元を重要課題として認識し、経営基盤、財務体質強化に向けた内部留保の確保に留意しつつ、財務状況及び業績等を総合的に勘案し、継続的に安定した配当を実施することを基本方針としております。

また、当社は2021年8月24日に東京証券取引所マザーズへ上場することが承認されました。これもひとえに株主の皆様をはじめ関係各位の温かいご支援の賜物と心より感謝申し上げます。

当期の期末配当につきましては、株主の皆様へ感謝の意を表すため、当期の業績を踏まえた普通配当13円に、上場記念配当3円を加え、合わせて1株につき16円とさせていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金16円（うち、普通配当13円・上場記念配当3円）

総額 33,400,320円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年9月30日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

該当事項はありません。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役 小澤慶和氏は、2021年7月7日に逝去されましたので、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者 小坂大輔氏の任期は、当社の定款の定めにより、前任者の任期の満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
こさか だいすけ 小坂 大輔 (1955年3月27日生)	1980年4月 千葉県成田市立向台小学校教諭 1992年4月 千葉県印旛郡印西町教育委員会学校教育課 1997年10月 当社入社 2007年11月 当社管理部長 2010年7月 当社執行役員管理部長 2012年7月 当社執行役員サービス運用部長 2015年1月 当社執行役員社長秘書 2016年1月 当社執行役員総務人事部長 2017年1月 当社執行役員内部監査室長 2020年4月 当社内部監査室長(現任)	61,200株

(注) 1. 監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 当社は、監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。小坂大輔氏の選任が承認された場合、当社は小坂大輔氏との間で当該契約を締結する予定であります。

第3号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

当社の取締役及び監査役の報酬額につきましては、2016年3月28日開催の臨時株主総会において、取締役報酬年額150,000千円以内、監査役報酬年額を20,000千円以内と決議いただいておりますが、今後のコーポレート・ガバナンスの強化のための社外役員の増員等、諸般の事情を考慮して、取締役の報酬額を年額200,000千円以内（うち社外取締役年額16,000千円以内）、監査役の報酬額を年額30,000千円以内と改めさせていただきたいと存じます。

また、当社は取締役会において取締役の報酬の方針を決定しており、その方針の概要は事業報告書14ページに記載のとおりです。本議案につきましては、当社の事業規模、役員報酬の支給水準等を総合的に勘案し、当該方針に沿う相当なものであると判断しております。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいと存じます。

対象となる取締役の員数は、7名（うち社外取締役2名）であり、監査役の員数は、第2号議案が原案どおり承認可決されますと4名（うち社外監査役は3名）となります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 千葉県成田市花崎町 8 1 8 - 1
ホテルウェルコ成田 3階 空の間



【アクセス】 電車 / 京成成田駅より徒歩 1 分 JA 成田駅より徒歩 2 分
お車 / 東関東自動車道成田 IC より約 15 分 富里 IC より約 10 分
空港 / 成田空港第 2 ビルから京成成田駅まで 7 分 成田空港からお車で約 20 分